○取調べ状況報告書等の作成要領について（通達乙）

（令和６年７月４日　刑企発第291号）

（概要）

犯罪捜査規範第182条の２の規定に基づく、取調べ状況報告書及び余罪関係報告書の作成要領や留意事項について定めたもの。